

社会福祉法人恵仁福祉協会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、次のとおり行動計画策定する

【計画期間】 令和8年4月1日～令和10年3月31日

【目 標】 管理職に占める女性労働者の割合を60%以上にする。

【実施時期・取組内容】

令和9年4月～

- ・女性職員を含む管理職候補者リストを作成し、年1回更新する。
- ・管理職に必要なスキル（マネジメント、労務管理、意思決定等）を明確化し、段階的な研修を実施する。
- ・女性管理職のロールモデル事例を社内で共有し、管理職像の多様化を図る。

社会福祉法人恵仁福祉協会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、次のとおり行動計画策定する

【計画期間】 令和8年4月1日～令和10年3月31日

【目 標】 男性の育児休業取得率30%以上(女性の育児休業取得率100%継続)
労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働合計数を10時間未満にする。

【実施時期・取組内容】

令和8年4月～

- ・育児休業制度および関連制度について、全職員を対象に定期的な周知を行う。
- ・男性職員の育児休業取得事例を社内で共有し、取得に対する心理的抵抗感の軽減を図る。
- ・業務の標準化・マニュアル化を進め、育児休業取得時の円滑な引継ぎを可能とする。